

I. 宣誓をするには

§ パートナーシップ宣誓制度とは

この制度は、互いを人生のパートナーとする宣誓をすることによって、鹿沼市の行政施策の中で婚姻と同等の取扱いをするというものですが、法律上の効果はありません。

1. 宣誓から宣誓証明書受領までの流れ

宣誓から宣誓証明書受領までの主な流れは次のとおりです。

STEP.1

まずは、お電話又はメールで事前連絡をお願いします。

必ず事前に、人権推進課まで連絡をしてください。宣誓ができる方の要件のほか、宣誓の日時・場所の調整、必要書類の確認等を行い、予約日を決めていきます。予約日が決まりましたら、宣誓日の流れについてご案内いたします。

連絡先

市民部人権推進課

電話 0289-63-8351

Fax 0289-60-1001

Mail : jinken@city.kanuma.lg.jp

【チェックポイント】

※予約日は、開庁日（土曜日、日曜日、年末年始の休日及び祝祭日を除く）の午前10時から午後4時までとさせていただきます。

※ご希望に応じ、個室でのご対応も可能です。

※宣誓及び宣誓証明書の交付日時は、その後提出又は提示いただく書類に不備がある場合や、予約状況等により、ご希望に沿えない場合がありますので、予めご了承ください。

※当日、書類審査等にお時間を要する場合がございます。

お時間にゆとりを持ってお越しください。



パートナーシップをお考えの方は
お気軽にお問い合わせください。

STEP.2

お2人でご来庁いただき、パートナーシップ宣誓へ

- ・予約した日時に、必要書類をお持ちの上、**必ずお2人そろって**お越しください。
- ・市において、宣誓書及び必要書類をもとに、宣誓要件を備えているか確認します。
※書類の不備等により、お受けできない場合もありますので、ご注意願います。

宣誓証明書の交付申請と受領について

宣誓と同時に、宣誓証明書（無料）の交付を申請することができます。

その日のうちに交付できますが、お時間の無い方は後日お渡しすることができますので、ご相談ください。

2. 宣誓することができる方

STEP.3

パートナーシップの宣誓をするには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

成年に達していること

宣誓をする日において満20歳以上の方

鹿沼市民であること、又は鹿沼市に転入を予定していること

お二人とも鹿沼市民であり、同じ住所（世帯）に継続的に同居することが必要ですが、これから転入される予定があれば、転出証明書の提出や提示をいただければ宣誓することができます。この場合、転入予定先の住所及び転入予定日をご記入いただきます。

配偶者がいないこと

戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）で確認します。

外国籍市民の方は、大使館等で発行される「婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）」を提出してください。

※婚姻の届出をされておらず、事実上婚姻と同様の関係にある方で、同居している場合も含まれます。

宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと

鹿沼市の制度及び同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓又は登録を行っている方は、宣誓できません。

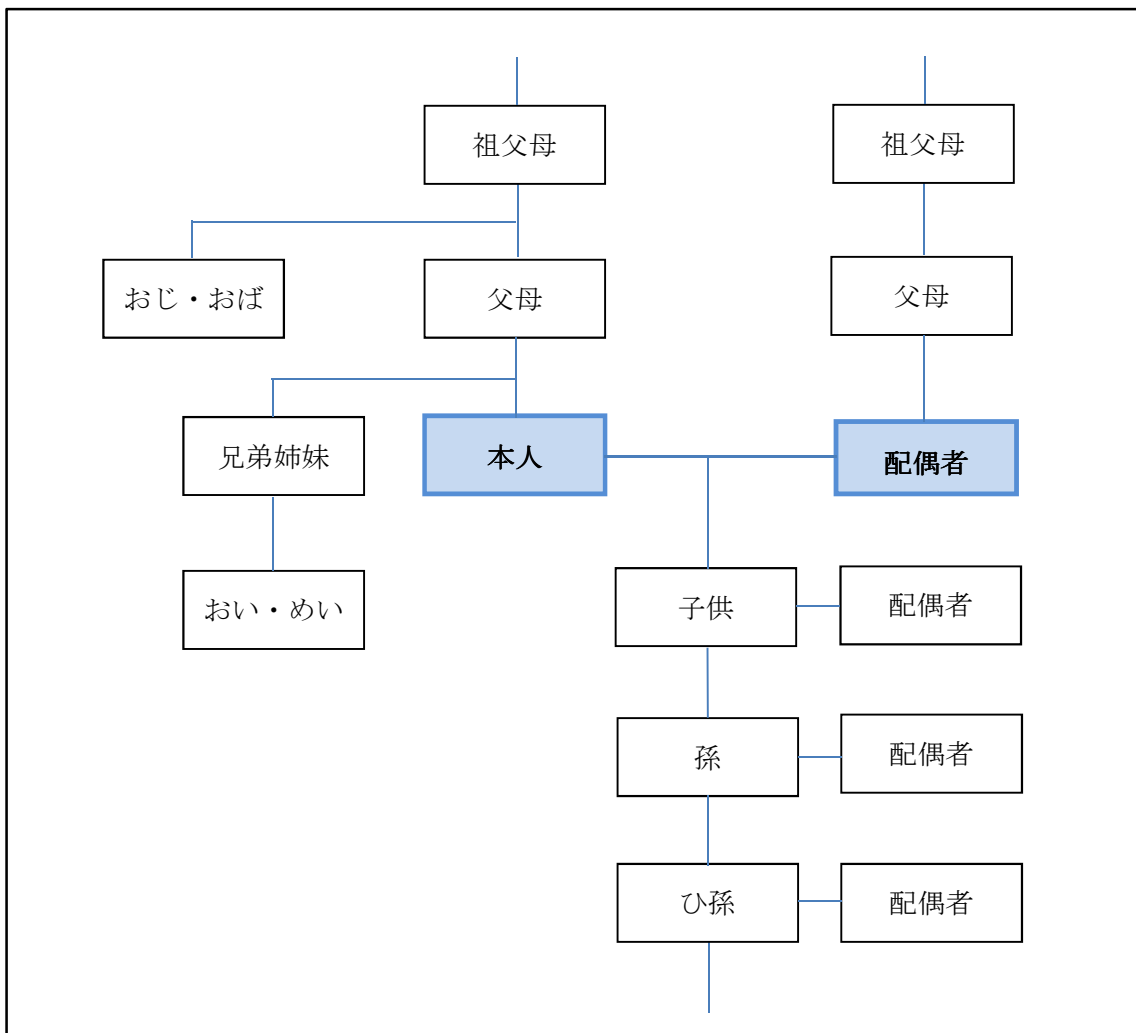
宣誓者同士の関係が、近親者でないこと

民法の規定により、婚姻をすることができない関係にある方は、宣誓をすることができません。

(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある等。 下図を参照)

なお、宣誓者同士が養親子等の関係にある場合には、養子縁組を解消した後に宣誓をすることができます。 (※よくある質問 11ページ参照)

パートナーシップを宣誓することができない者 (近親者)



※個別の事情について相談したい方は、人権推進課へご連絡ください。

3. 宣誓に必要なもの

STEP.4

宣誓には以下のものが必要になります。

パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

「宣誓者」氏名につきましては、宣誓日当日自署してください。

様式は人権推進課にご用意してあります。また、鹿沼市ホームページからもダウンロードできます。

（書き方は6ページ参照）

世帯の内訳を確認できるもの

住民票の写し（全部事項証明書 3か月以内に発行されたもの）をご持参ください。

独身である事を確認できるもの

戸籍謄本（全部事項証明書 3か月以内に発行されたもの）をご持参ください。

外国籍市民の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面に、日本語の翻訳を添えてご提出ください。

本人確認ができるもの

運転免許証、マイナンバーカード、旅券、在留カード、その他官公署が発行した証明書など。

※このほか、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

次ページに、本人確認の具体的な証明の例を掲載しました。



1枚だけで証明できるものと、2枚以上ないと証明できないものがあるので注意してくださいね。

【本人確認の具体的な証明の例】

※「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

| | 1枚の提示で足りるもの（例） | 2枚以上の提示が必要なもの（例） |
|----------------------------|---|--|
| 証 明 書 の 種 類 | <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・写真付き住民基本台帳カード (住所地の市区町村で発行) ・旅券（パスポート） ・国又は地方公共団体の機関が発行した 身分証明書 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ・教習資格認定証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書（注） （注）平成24年7月9日以降外国人登 録証明書は廃止されましたが、一定期間 外国人登録証明書が在留カード又は特別 永住者証明書とみなされ、外国人登録証 明書を在留カード又は特別永住者証明書 として利用することができる場合があります。 詳細については市区町村の窓 口にお問い合わせください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は 介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年 金証書 ・共済年金又は恩給の証書 ・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に 係る印鑑登録証明書 ※学生証、法人が発行した身分証明書で写真 付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明 書のうち写真付きのもの（左記に掲げる書 類を除く。） <p style="text-align: right;">など</p> |

「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できませんので、ご注意ください。

出典：法務省ウェブサイト「戸籍の窓口での「本人確認」が法律上のルールになりました」

(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>)



次のページに「宣誓書」の記載例があります
ので、参考にしてください。

記載例

様式第1号（第4条関係）

令和元年6月3日

パートナーシップ宣誓書

（あて先）鹿沼市長

私たちは、鹿沼市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓します。

- ・互いの合意のみに基づいて成立している関係であって、当該関係が対等の立場で相互の協力により維持されるものであること。
- ・継続的に同居し、相互に協力して共同生活を送ること。

| 宣誓者 | | |
|----------------------|--------------------------|--------------------------|
| (フリガナ) 氏名 (自署) | カヌマ ジン | トチギ ジロウ |
| | 鹿沼 仁 | 栃木 次郎 |
| (通称の場合、戸籍上の氏名)※1 | 鹿沼 太郎 | |
| 生年月日 | 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日 | 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日 |
| 住 所 | 宇都宮市 (区) 町村 埴田 1-1-20 | 鹿沼市 (区) 町村 今宮町 1688-1 |
| 連絡先 | 電話番号 | 028 (〇〇〇) 〇〇〇〇 |
| | メールアドレス | 〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇.ne.jp |

※1 外国人等の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称を使用して宣誓を行った場合には、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。（第6条関係）

なお、宣誓にあたり、添付書類及び宣誓者の申告により次に掲げる事項を確認しました。

| 確認事項（該当事項に「✓」をつける） | | |
|--------------------|--|-------------------------------------|
| 第3条 第1号 | 2人とも、成年に達している。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 第2号 | 2人とも市内の同一住所（同一世帯）に居住し、住民登録もされている。 | <input type="checkbox"/> |
| | 2人のうち一方が本市に住所を有し、他方が当該住所に転入を予定している。※2 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| | (いずれも)市外在 (2人とも)市内への転入（同一世帯）を予定している。※2 住の場合 転入予定先 今宮町1688-1 ・①転入予定日 令和元 年 6月10日 ・②転入予定日 年 月 日 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 第3号 | 2人とも、配偶者がいない。（事実婚と同様の関係にある者であって同居している者も含む。） | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 第4号 | 2人とも、共に宣誓を行おうとしている者以外の者とのパートナーシップを形成していないこと。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 第5号 | 直系血族又は3親等内の傍系血族若しくは直系姻族の間でない。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 第6号 | 養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間でない。（離縁となった場合を除く。）民法736条、729条関係 | <input checked="" type="checkbox"/> |

※2 転出証明書又は市内に転入したことがわかるもの（転入後に発行された住民票の写し等）を転入予定日から14日以内に提出し、又は提示してください。

宣誓書受付番号 ()

※親番のみ記入